

第55回町村議会議長全国大会

～真の分権型社会の実現を目指して～

特別決議部分抜粋

と き 平成23年11月16日

ところ N H K ホール

全国町村議会議長会

東日本大震災からの早期復興に関する特別決議

本年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国にとって未曾有の大災害をもたらし、社会全体に大きな影響を及ぼしている。

国は、これまで第1次及び第2次補正予算を策定、実施するとともに、本年6月には「東日本大震災復興基本法」を制定し、同7月には「東日本大震災からの復興の基本方針」を策定した。

しかしながら、被災地の復旧・復興、さらには損害賠償は思うように進まず、特に、福島第一原子力発電所事故については、収束への道のりは遠く、ふるさとへの帰還の目途も立たないまま、避難を余儀なくされた方々の精神的苦痛は増すばかりとなっている。

こうした被災地の現状に鑑み、国は、支援体制を早急に強化し、復旧・復興を迅速に進める必要がある。よって、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

記

- 1 対応が遅れている復旧・復興事業が円滑に実施できるよう、第3次補正予算を速やかに実施するとともに、平成24年度以降においても引き続き必要な財源を確保すること。
- 2 地域主導による復興を迅速に進めるため、大胆な

規制緩和や税制優遇等の特例を認める「復興特区」を早急に実現するとともに、東日本大震災復興交付金を充実・強化すること。

- 3 地域産業の再構築のため、被災地の農林水産施設の早期復旧・復興を進め、流通・加工業を一体的に再建する国家プロジェクトを実施するとともに、生活再建のための緊急雇用対策を早急に講じること。
- 4 福島第一原子力発電所事故の早期収束を図るとともに、復旧・復興にかかる全ての経費については全額国庫負担とすること。
- 5 福島第一原子力発電所事故により、農林水産業、工業製品、観光産業等など各分野において生じた損害に対し、実態に応じた賠償金が速やかに全額支給されるよう体制の強化を図ること。
- 6 復興という名の下でのいかなる市町村合併も行わないこと。

以上、特別決議する。

平成23年11月16日

第55回町村議会議長全国大会

真の分権型社会の実現に関する特別決議

地域のことは、地域が責任を持って決める。このことこそ地方分権改革の基本であり、国は国家存立及び国家基本戦略に係る役割に専念し、地方のことは地方に任せるべきである。

本年、「国と地方の協議の場」が法制化されたことは、真の分権型社会の実現へのまさに第一歩であるが、地方分権改革推進委員会が勧告した国から地方への権限移譲や義務付け・枠付け等の多くの事項が手つかずのまま残されている。

真の分権型社会を実現するためには、更なる地方分権改革の推進が不可欠である。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

記

- 1 国と地方の役割分担の見直しにあたっては、町村の意見を十分に踏まえ、一体的に権限・事務・税財源の移譲を進めること。

- 2 国と地方の二重行政の解消、国による過剰関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小等を早急に実施すること。
- 3 法令によって都道府県から市町村に権限移譲を行うにあたって、市町村の名称のみで差を設けることなく、市町村と十分協議すること。
- 4 住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。

以上、特別決議する。

平成23年11月16日

第55回町村議会議長全国大会

町村税財源の充実強化に関する特別決議

近年、権限・ひと・仕事・情報・カネなどが大都市に集中する一方で、多くの町村は人口減少が進み、地域間の格差は広がる一方である。

こうした中、町村が行財政運営を円滑に進めていくためには、税源移譲と偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築を進めるとともに、大都市への税財源の一極集中を是正し、地方交付税の復元・増額と合わせ、一般財源の充実強化が不可欠である。

平成24年度予算の編成にあたっては、社会保障関係の経費が年々増大を続ける中、地方が自己の責任を十分果たせるよう、地方財政計画において財政需要を適切に反映した上で所要の財源を的確に確保すべきである。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

記

- 1 偏在性の少ない居住地課税である地方消費税の拡充を図ること。

- 2 地方交付税の法定率の引き上げを図るとともに、基準財政需要額の算定にあたっては、過疎、離島、豪雪等の条件不利地域の多様な財政需要を的確に反映するための割増算定の拡充を図ること。
- 3 一括交付金の実施にあたっては、平成23年度実施された都道府県分の実行状況を検証した上で、町村の意見を十分取り入れること。
- 4 一括交付金の制度設計にあたっては、総額は少なくとも対象となる補助金・交付金等と同額を確保するとともに、離島・過疎等の条件不利地域に対する特別な補助金・交付金は、一括交付金の対象から除外し、国の責任において必要な額を確保すること。

以上、特別決議する。

平成23年11月16日

第55回町村議会議長全国大会

社会保障改革に関する特別決議

平成23年7月1日、「社会保障・税一体改革成案」が閣議報告され、本格的な社会保障制度改革がスタートした。

当初、国庫補助事業のみを取り上げた社会保障制度が提示されたが、「国と地方の協議の場」における議論を踏まえ、地方の意見に沿ったものに修正されている。

この改革においては、国民の視点から見た将来の総合的な社会保障の全体像を明確に示すことが肝要であり、引き続き、国と地方が真摯な協議を行い、住民が安心して社会保障サービスが受けられる制度にすることが急務である。

また、同時に検討が行われている「社会保障と税に関わる番号」については、利便性の高い社会の実現のために不可欠であり、迅速な取り組みが必要である。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

記

- 1 社会保障サービスとして定着している地方の事業については、その財源を国費と地方費に区分することなく、社会保障関係事業全体として把握し、そ

のあり方及び財源について、「国と地方の協議の場」等を通じ、実施主体である地方と十分に協議すること。

- 2 社会保障改革を安定的に推進するための地方財源を賄うため、偏在性の少ない安定的な地方消費税の拡充を行うこと。
- 3 「社会保障・税に関わる番号」については、国民の理解を十分に得るとともに、所要の法整備を迅速に行うこと。

以上、特別決議する。

平成23年11月16日

第55回町村議会議長全国大会

環太平洋経済連携協定に関する特別決議

このたび、政府は、環太平洋経済連携協定(T P P) 交渉への参加を表明した。

農林水産業を基幹産業とする町村にとっては、長引く景気の低迷により、地域の活力が減退の一途をたどっており、さらに東日本大震災は、被災地のみならず我が国全体に大きな影響を及ぼしている。

こうした中、T P P が締結されると、海外の安い農水産物が大量に流入し、農山漁村は崩壊するおそれが高い。

本会として、これまで我が国のT P P 交渉への参加反対を強く要望してきたところであり、このたびの交渉への参加表明は大変遺憾である。

今、政府が行うべきことは、足腰の強い農林水産業を構築し、農山漁村を再生させることである。

ここに、改めて環太平洋経済連携協定に反対する。

以上、特別決議する。

平成23年11月16日

第55回町村議会議長全国大会